

## 練馬区立図書館視聴覚室・会議室団体登録要綱

令和7年9月30日

7 練教光図第2875号

### (目的)

第1条 この要綱は、練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱（平成14年5月31日練教光図発第51号）第2条第1号に規定する練馬区立図書館（以下「館」という。）視聴覚室および会議室（以下「視聴覚室等」という。）を利用する団体（以下「図書館団体」という。）の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (登録の要件)

第2条 図書館団体として登録を受けようとする団体は、つぎに掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 団体の構成員の半数以上が練馬区民であり、代表者が練馬区民であること、または練馬区の区域内（以下「区内」という。）に所在する事業所または学校であること。
- (2) つぎに掲げる活動のうちいずれかを行う団体であること。
  - ア 館が奨励する映画会、レコードコンサート等の視聴覚行事
  - イ 館が奨励する読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の行事
  - ウ 図書館サービスに関連のある活動
- (3) 特定の政党、政治団体または宗教に関する活動をしていない団体であること。
- (4) 営利を目的とする事業またはそれに類する行為を行わない団体であること（講師が授業料・月額を得て行う教室形式等の活動を含む。）。
- (5) その他練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）が不適当と認める行為を行わないこと。

### (登録の申請)

第3条 前条の登録を受けようとする団体は、練馬区立図書館会議室等利用団体登録申請書（第1号様式。以下「団体登録申請書」という。）に、つぎに掲げる書類等を添えて、委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 団体の構成員の氏名および住所が記載された名簿
  - (2) 団体活動報告書（第2号様式）
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める書類
- (登録の決定)

第4条 委員会は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第2条に規定する要件に適合すると認めるときは団体登録を行い、練馬区立図書館会議室等利用団体登録承認通知書（第3号様式）により、適合しないときは練馬区立図書館会議室等利用団体登録不承認通知書（第4号様式）により、当該団体に通知するものとする。

(登録の有効期間および更新)

第5条 前条の規定により登録を承認する団体（以下「登録団体」という。）の有効期間は、登録の日から起算して3年とし、更新することができるものとする。この場合において、練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則（令和7年9月練馬区教育委員会規則第14号。以下「システム規則」という。）第5条第1項の登録を併せて受けたときは、システム規則第9条の有効期間までとする。

2 登録団体が、前項の規定により団体登録を更新する場合には、第3条の規定を準用する。この場合における申請手続は、有効期間の満了日の3月前から行うことができる。

(登録内容の変更)

第6条 登録団体は、つぎの各号のいずれかに変更があった場合は、練馬区立図書館会議室等利用団体登録変更届出書（第5号様式）に、当該変更に係る書類を添えて、速やかに委員会に提出しなければならない。

- (1) 団体の名称、代表者名および連絡先名等届出内容
- (2) 団体の規約またはこれに準ずるもの
- (3) 団体の目的および活動内容

(登録の取消し)

第7条 委員会は、登録団体がつぎの各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録取消しの申出があったとき。
- (3) 不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (4) 団体登録申請書の内容に偽りがあったとき。
- (5) 登録団体の名義を譲渡または転貸したとき。
- (6) 次条の届出があったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が登録団体として相応しくないと認めたとき。

(登録団体の解散)

第8条 登録団体は、団体を解散した場合、速やかに練馬区立図書館会議室等利用登録団体解散届出書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 第3条の規定による申請ならびに第6条および前条の規定による届出については、委員会が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、光が丘図書館長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。